

資料編

1 人口等の状況

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、平成29年まで増加傾向で推移していましたが、平成30年には減少に転じ、平成31年4月1日時点で304,703人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、14歳以下の年少人口は、平成27年以降、人数・構成比ともに減少しており、平成31年では42,715人と直近4年間で786人減少しています。一方、65歳以上の老年人口は人数・構成比ともに増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

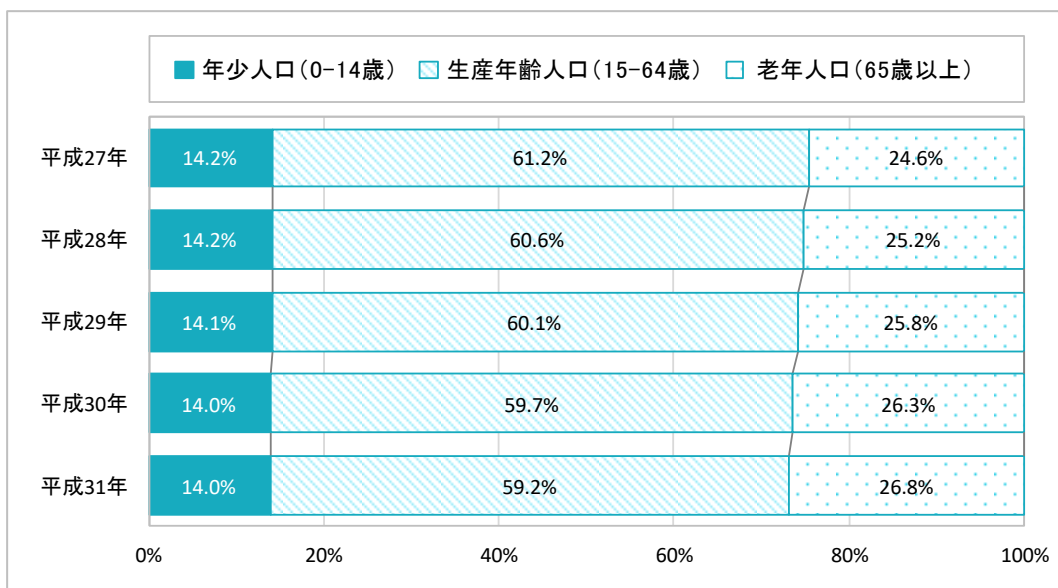
【総人口・3区分別年齢人口の推移】

(単位:人)

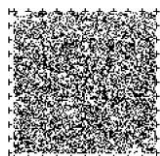
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	305,549	305,993	306,211	305,581	304,703
年少人口 (0-14歳)	43,501 14.2%	43,432 14.2%	43,230 14.1%	42,829 14.0%	42,715 14.0%
生産年齢人口 (15-64歳)	186,873 61.2%	185,309 60.6%	183,885 60.1%	182,307 59.7%	180,393 59.2%
老年人口 (65歳以上)	75,175 24.6%	77,252 25.2%	79,096 25.8%	80,445 26.3%	81,595 26.8%

資料:住民基本台帳(4月1日現在)

【総人口・年齢3区分別人口の推移】



資料:住民基本台帳(4月1日現在)



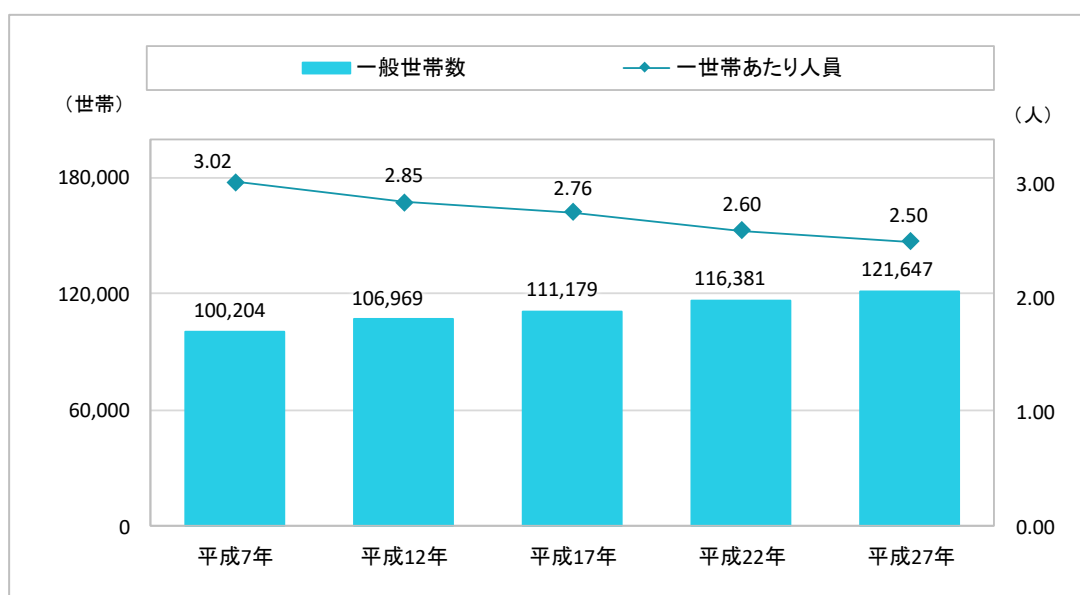
(2) 世帯の状況

ア 世帯数と一世帯あたり人員

国勢調査によると、本市の一般世帯数は増加傾向にあり、平成27年では121,647世帯と平成7年から21,443世帯増加しています。

一方、一世帯あたり人員は平成12年で3人を下回るようになり、その後も減少が続き、平成27年では2.50人と家族規模の縮小がみられます。

【世帯数・一世帯あたり人員の推移】



資料: 国勢調査

※一世帯あたり人員 = 総人口 / 一般世帯数

イ 子どもがいる世帯

一般世帯数は増加していますが、6歳未満の子どもがいる世帯の割合は、平成7年から減少傾向にあり、平成27年で12,162世帯、一般世帯に占める割合は10.0%となっています。同様に、18歳未満の子どもがいる世帯も減少傾向にあり、平成27年で28,341世帯、一般世帯に占める割合は23.3%となっています。

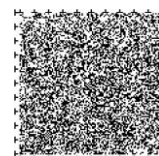
一般世帯に占める割合は、平成7年から平成27年までで、6歳未満では4.0ポイント減少、18歳未満では11.9ポイント減少しています。

【6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯の推移】

(単位: 世帯)

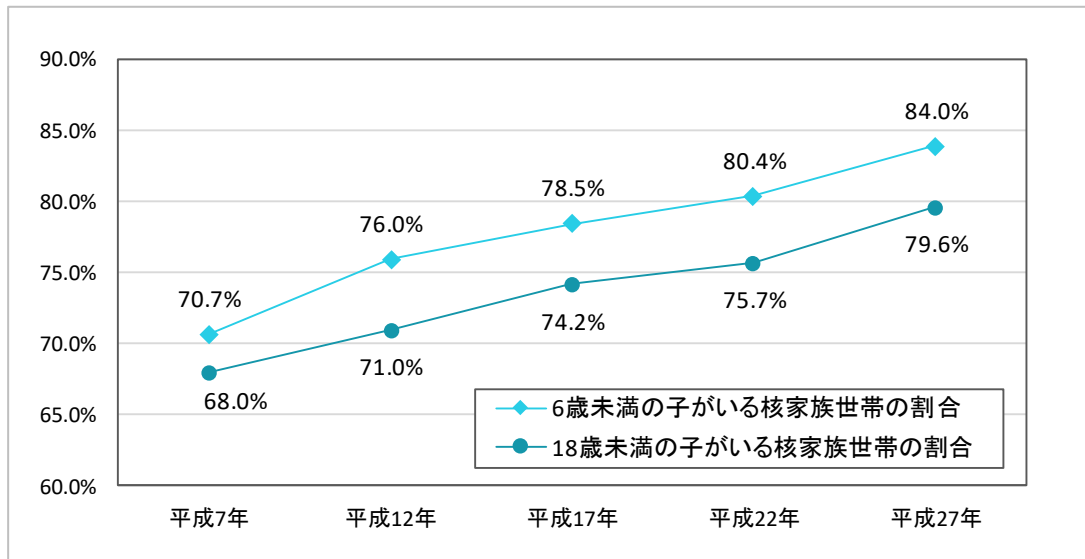
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	100,204	106,969	111,179	116,381	121,647
6歳未満の子どもがいる世帯	13,980	13,692	13,197	11,913	12,162
一般世帯に占める割合	14.0%	12.8%	11.9%	10.2%	10.0%
18歳未満の子どもがいる世帯	35,300	32,873	30,981	28,921	28,341
一般世帯に占める割合	35.2%	30.7%	27.9%	24.9%	23.3%

資料: 国勢調査



6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯において、親と子のみから成る核家族世帯の割合は、平成7年から一貫して増加しており、平成27年では、6歳未満の子どもがいる世帯の84.0%、18歳未満の子どもがいる世帯の79.6%が核家族世帯となっています。

【6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯の推移】



ウ ひとり親家庭の状況

平成27年の国勢調査でひとり親家庭の状況を見ると、本市の母子家庭世帯は3,122世帯（一般世帯に占める割合2.6%）、父子家庭世帯は210世帯（一般世帯に占める割合0.2%）となっています。

一般世帯に占めるひとり親家庭の割合は、福岡県とほぼ同率、全国と比べると母子家庭世帯は本市がやや上回っています。

【18歳未満の子どもがいるひとり親家庭の状況】

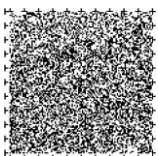
（単位：世帯）

	一般世帯数	18歳未満の子がいる母子家庭世帯		18歳未満の子がいる父子家庭世帯	
		実数 (世帯)	割合	実数 (世帯)	割合
久留米市	121,647	3,122	2.6%	210	0.2%
福岡県	2,196,617	56,394	2.6%	4,635	0.2%
全国	53,331,797	1,097,639	2.1%	112,325	0.2%

資料：平成27年国勢調査

※母子家庭世帯：18歳未満の子どもがいる世帯のうち、女親と子どもから成る世帯

父子家庭世帯：18歳未満の子どもがいる世帯のうち、男親と子どもから成る世帯



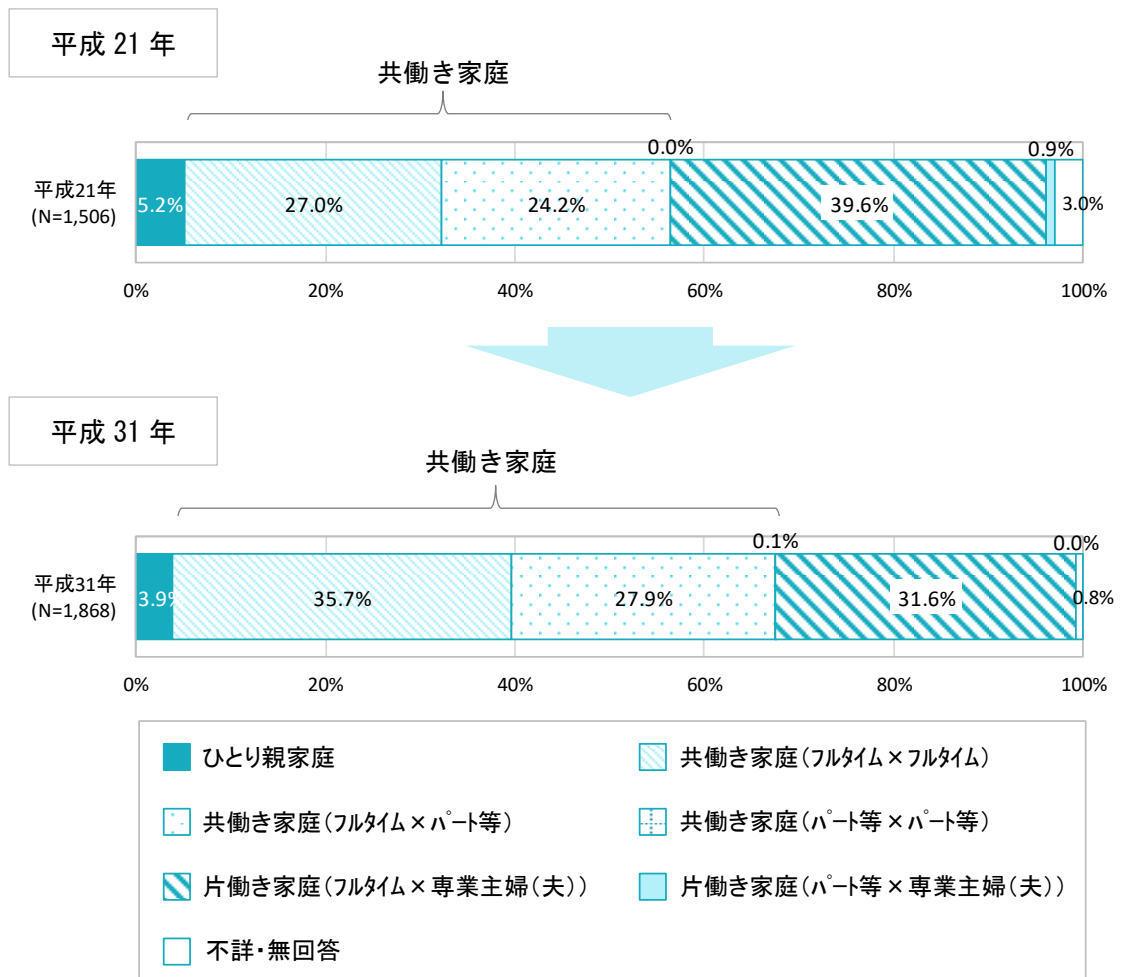
エ 保護者の就労状況別家庭類型（ニーズ調査より引用）

ニーズ調査の結果から、就学前児童の父親・母親の就労状況別に家庭類型を整理すると、平成21年では「片働き家庭（フルタイムと専業主婦（夫）」の割合が39.6%と最も多く、次いで「共働き家庭（フルタイムとフルタイム）」（27.0%）、「共働き家庭（フルタイムとパート等）」（24.2%）の順に多くなっています。

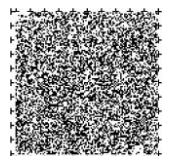
平成31年をみると「共働き家庭（フルタイムとフルタイム）」の割合が35.7%と最も多くなっており、「片働き家庭（専業主婦（夫）」の割合が31.6%と2番目に多くなっています。

《共働き家庭》の割合は、平成21年の51.2%から平成31年では63.7%と共働き家庭が増加している状況がみられます。

【保護者の就労状況別家庭類型（就学前児童）】



資料：平成21年久留米市次世代育成支援に関するニーズ調査
 平成31年久留米市子育てに関するアンケート調査

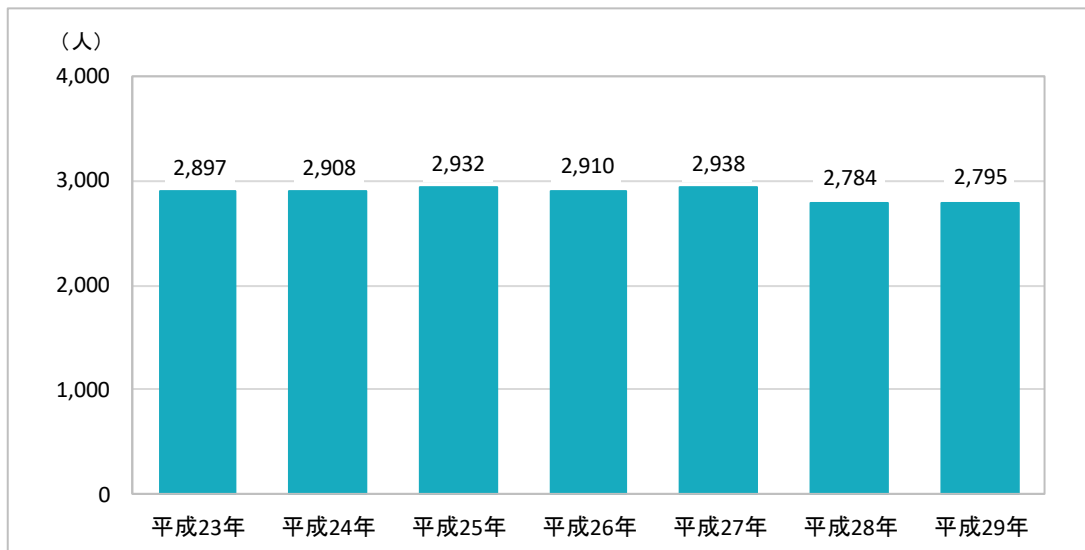


(3) 出生数の推移

本市の出生数は、平成 27 年までは 2,900 人前後で推移していましたが、平成 28 年以降 2,700 人台まで減少しています。

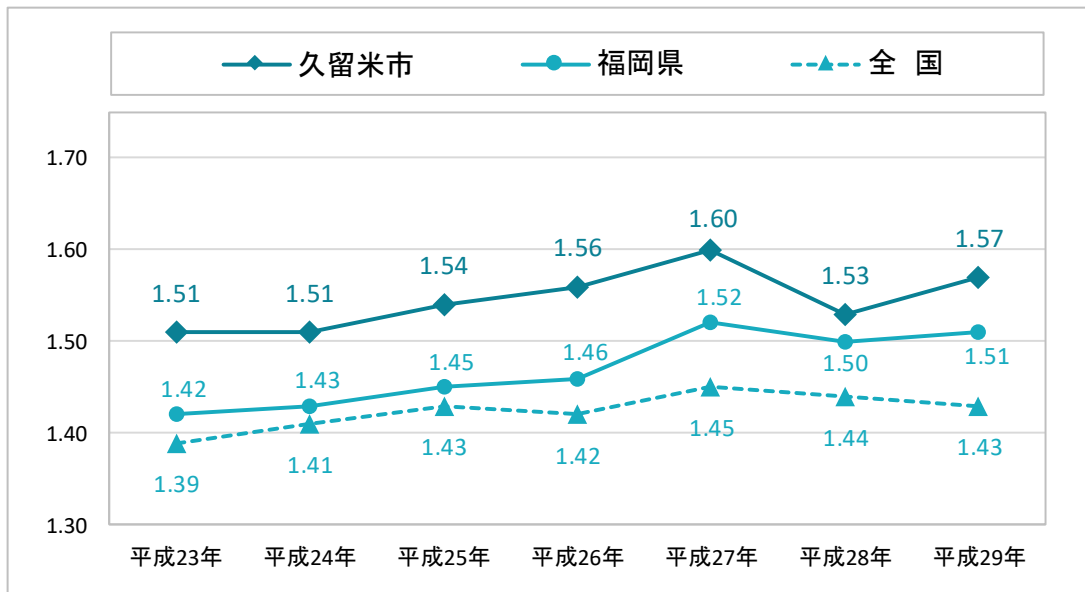
また、一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す値である合計特殊出生率は、本市は 1.5～1.6 台で推移しており、福岡県や全国と比較するとやや高い水準を維持していますが、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）である 2.07 には及ばない状況です。

【出生数の推移】

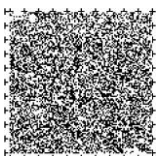


資料:人口動態統計(各年1月1日～12月31日)

【合計特殊出生率の推移】



資料:久留米市の出生数は厚生労働省人口動態統計、女性人口は10月1日現在の住民基本台帳人口を用いて算出
福岡県、全国は厚生労働省人口動態統計

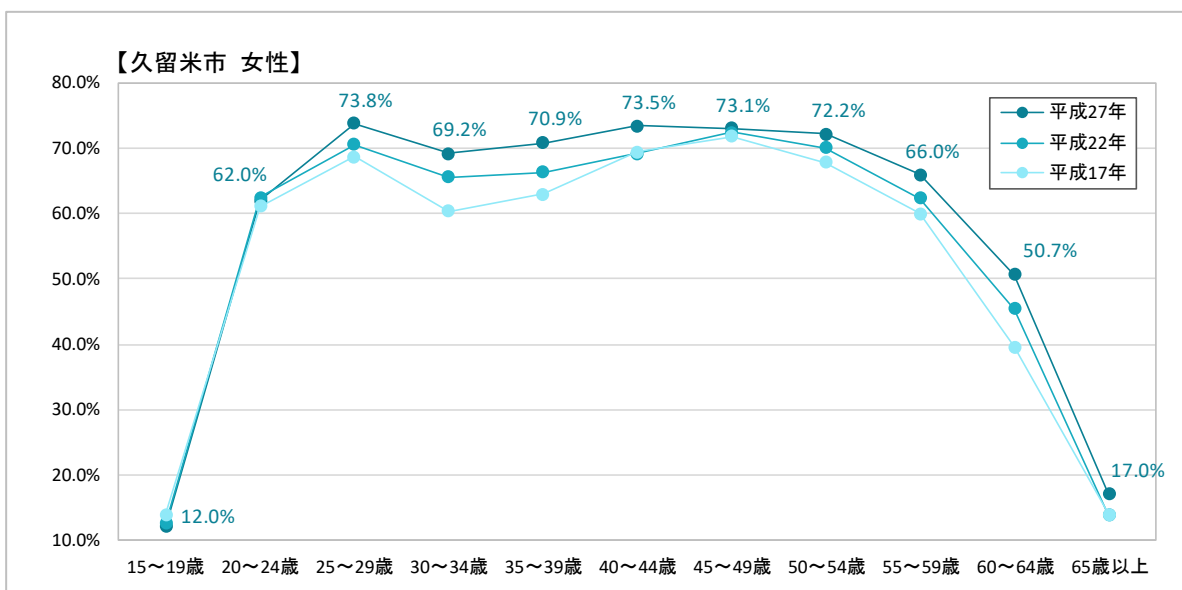


(4) 就業の状況

女性の就業率は、年次別の推移をみると、10歳代を除き、各年齢層の就業率が上昇傾向にあります。また、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブがみられますが、カーブは浅くなってきています。

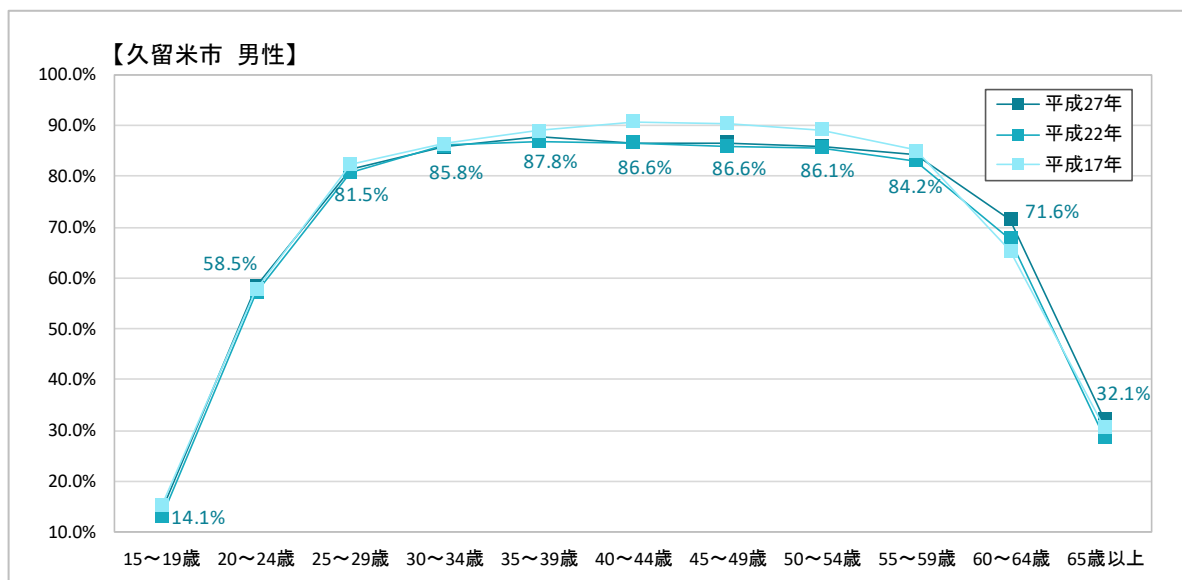
男性の就業率は、20歳代後半から50歳代後半にかけて8割の水準にあります。年次別の推移をみると、20歳代前半と60歳代は上昇し、その他の年齢層では低下傾向にあります。

【女性の年齢別就業率の推移】

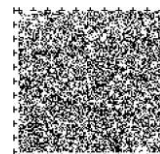


資料: 国勢調査

【男性の年齢別就業率の推移】



資料: 国勢調査



2 各種調査結果の概要

(1) 久留米市子育てに関するアンケート調査の結果

ア 調査の概要

本計画の策定にあたり、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出の基礎資料とするため、就学前児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

【調査の概要と回収結果】

調査対象	就学前児童を養育する保護者
対象抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送による配布及び回収
標本数	3,000 世帯
有効回収数（回収率）	1,868 世帯（62.3%）
調査期間	平成 31 年 2 月 21 日から平成 31 年 3 月 7 日まで

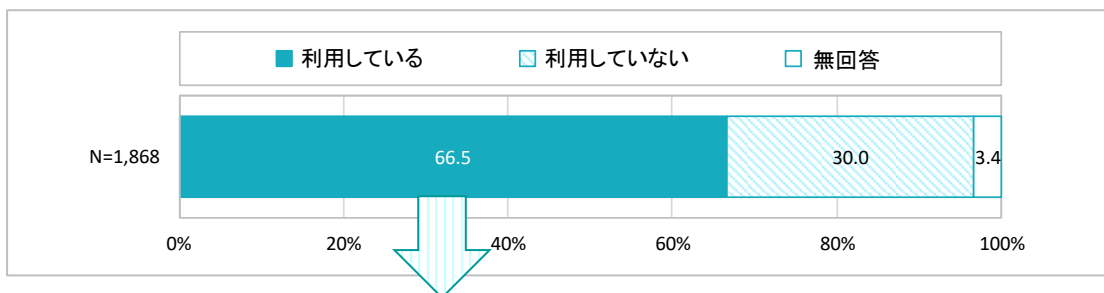
イ 調査結果の概要

(ア) 平日の定期的な教育・保育について

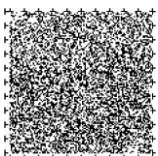
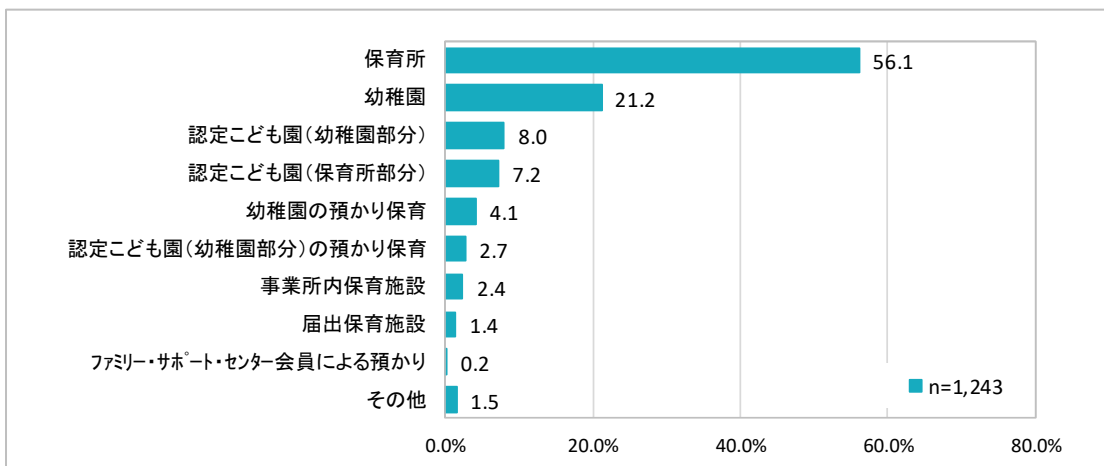
平日の定期的な教育・保育を 66.5%の人が利用しています。

利用している教育・保育の種類は、「保育所」が 56.1%と最も多く、次いで「幼稚園」(21.2%)、「認定こども園（幼稚園部分）」(8.0%)となっています。

【定期的な教育・保育の利用状況】



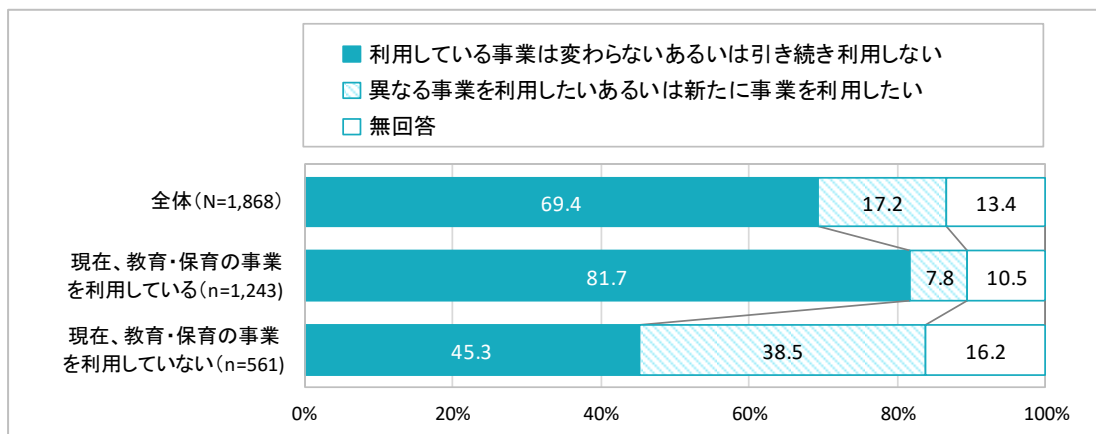
【利用している教育・保育の種類】



(イ) 無償化後、平日の定期的な教育・保育の利用意向

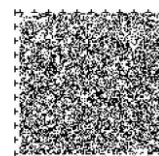
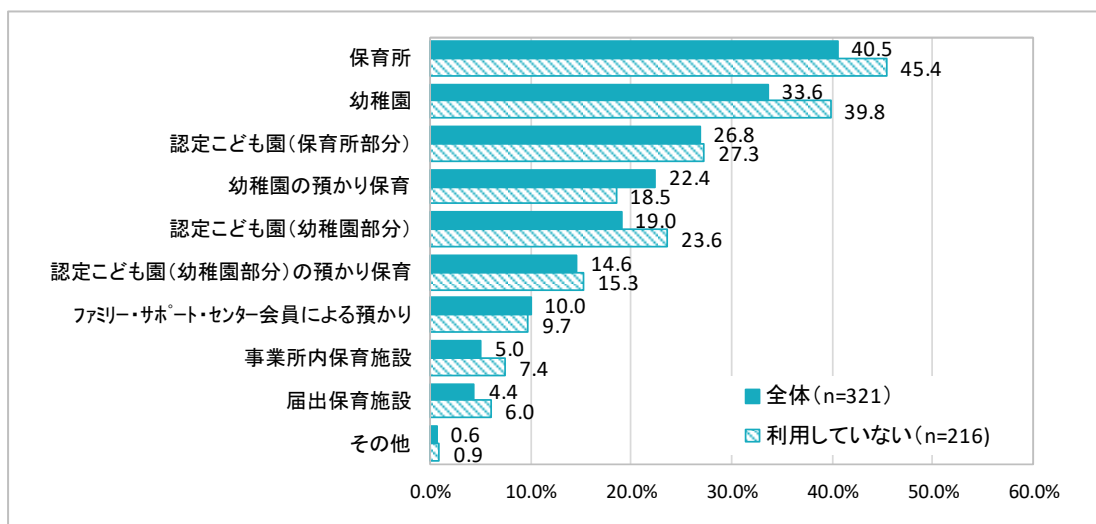
無償化後、平日の定期的な教育・保育の利用意向は全体で見ると、「利用している事業は変わらないあるいは引き続き利用しない」が69.4%となっています。また、現在、教育・保育の事業を利用していない人の38.5%が「異なる事業を利用したいあるいは新たに事業を利用したい」と回答しています。

【無償化後、定期的な教育・保育の利用意向】



無償化後、利用したい教育・保育の種類は、現在利用していない人では「保育所」が45.4%と最も多く、次いで「幼稚園」(39.8%)、「認定こども園(保育所部分)」(27.3%)の順に続きます。

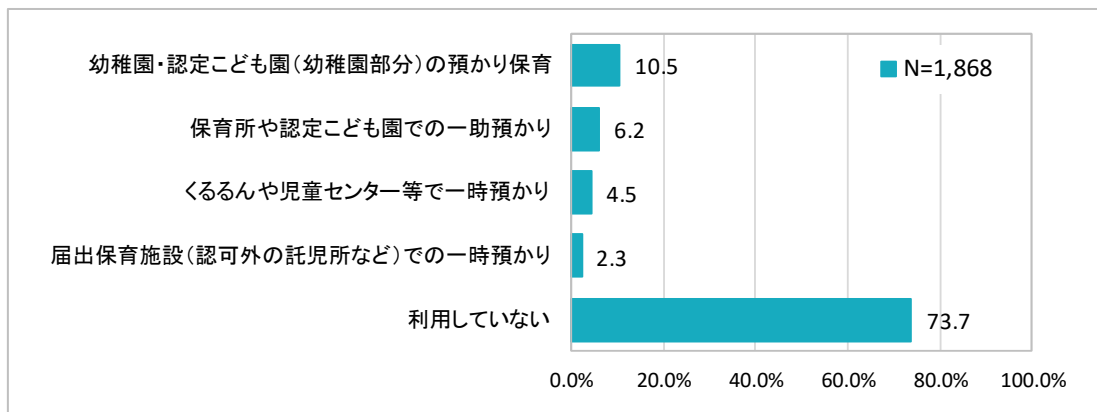
【無償化後、利用したい教育・保育の種類】



(ウ) 一時預かり等の利用について

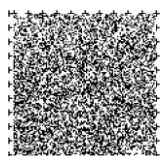
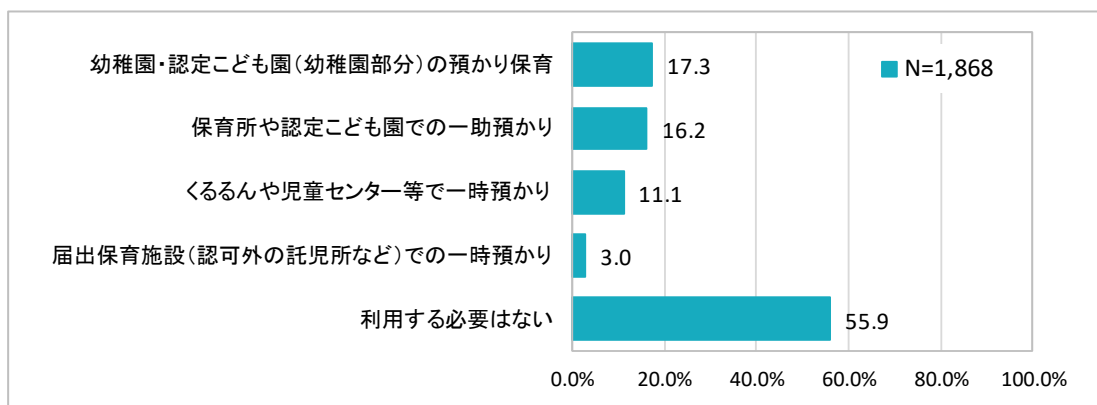
過去1年間に利用したことがある施設等では、「利用していない」が73.7%と多くを占めています。利用したことがある人では、「幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育」（10.5%）、「保育所や認定こども園での一時預かり」（6.2%）の順に続きます。

【一時預かり等の利用状況】



今後、保護者の私用、リフレッシュ、冠婚葬祭、学校行事、不定期の仕事等の目的による一時預かり等の利用意向は、「利用する必要はない」が55.9%と最も多くなっています。利用意向がある人では、「幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育」（17.3%）、「保育所や認定こども園での一時預かり」（16.2%）の順に続きます。

【一時預かり等の利用意向】



(2) グループインタビューの結果

ア グループインタビューの概要

子育て中のさまざまな立場の市民から意見を聴取し、本計画策定の参考とすることを目的としてグループインタビューを実施しました。

【グループインタビューの実施概要】

対象団体 (7団体)	子育てサークル活動に参加中の保護者、子育て中の父親、 多胎児の保護者、障害のある子どもの保護者、 ひとり親家庭の保護者、子育て中の外国人
調査期間	令和元年8月～10月
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に自由回答形式のアンケート調査票を配布し、回収した調査票に基づきグループインタビュー（座談会）形式で意見交換。（1グループ1～2時間程度） ・子育て中の外国人は、グループでの聞き取りが困難なため、個別にヒアリングすることで意見聴取。

イ 主なインタビュー結果

(ア) 久留米市の子育て環境【良い点】

- 地域の子育て支援拠点や校区サロン、公園など子連れで遊びに行ける場所やイベントが多いことが評価されています。
- 子育ての相談や情報交換できる場やサークルがあることが評価されています。
- 病院（医療機関）が多く、医療費の補助などもあり、子どもの医療体制が充実していることが評価されています。
- 幼児教育研究所での療育支援の充実が評価されています。

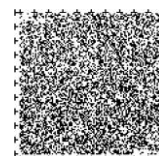
【主な意見】

■ 子どもや子育ての支援施設について

- ・子育て交流プラザくるるんや児童センター、地域子育て支援センター、校区サロンなど、子育て中の人が集まれる場があり、休日でも利用できる場所がある。
- ・託児付きのイベントが多く、公園や青少年科学館、鳥類センターなど遊べる所も多い。

■ 医療体制について

- ・病院（医療機関）の数が多く、夜間受付などの対応もあり、医療体制が充実している。
- ・子どもの医療費助成が中学生まであり、医療費の負担軽減が助かる。



■ 多様な家庭に配慮した独自の取組について

- ・ 幼児教育研究所を中心に、障害等の発見・診断、相談など早期からの支援やペアレントトレーニングの実施など、子どもの発達支援や保護者の学習の機会が充実している。
- ・ 産前産後の支援や多胎育児経験者のサークルなど、子育てへの不安が軽減されている。
- ・ 子育て交流プラザくるんでは、子どもが遊べたり、子育てについてわからないことを相談することができ、外国籍の親子が過ごせる場となっている。

(イ) 久留米市の子育て環境【改善すべき点、課題解決のために必要なこと】

- 子育てに関する情報提供の一元化や情報提供媒体の充実が求められています。
- 男女がともに子育てを行い、希望する働き方ができる労働環境の是正及び社会づくりが求められています。
- 保育所の受入体制の充実とともに、子育て支援拠点施設や一時的に子どもを預けられる施設等の地域格差の解消が求められています。
- 障害児や多胎児、外国籍の親子など、支援を要する子どもや子育て家庭に関わる人の理解や対応力の向上が求められています。
- その他、子育てに関わる経済的負担の軽減や子育て支援拠点施設、遊び場の環境の改善・充実が求められています。

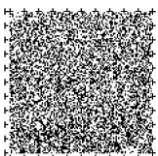
【主な意見】

■ 子育てに関する情報提供について

- ・ 子育てに関する情報発信にバラつきがあり、子育て支援施設や支援サービスなど知らない人も多く、必要な人に情報が届いていない。
- ・ 障害児や多胎育児の支援サービスなども含め、子育てに関するあらゆる情報を一元化し、SNSを活用するなどわかりやすくタイムリーに発信し、必要なときに必要な情報を取得できるしくみが必要である。
- ・ 必ず伝えるべき情報については、母子手帳交付時や保健師の訪問時など個別に的確に伝えてほしい。

■ 男性の子育てと働き方改革、母親の就労支援について

- ・ 子育ての負担が母親に集中している。父親が子育てに関われるよう、長時間労働の是正や男性が育児休業取得できる環境づくりなど、働き方改革が必要。
- ・ 妊娠・出産に関する女性の負担の大きさや男性の子育てへの関わりについて、企業や男性が理解し意識を変えるための啓発の強化と、企業の取組の情報共有化が必要。
- ・ 結婚や出産を機に退職・休職した女性の再就職支援や起業支援、職場復帰に向けた教室・セミナー等の開催の取組を充実してほしい。



■ 教育・保育、子育て支援事業について

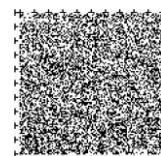
- ・必要な時に保育所に入所できるようにしてほしい。また、障害のある子どもを預けることができるよう、加配の対応など保育所や幼稚園の受入体制を充実してほしい。
- ・子どもの預かりや室内で遊べる場、イベントが中心部に偏っており、利用しづらい。施設や事業の地域バランスの見直しや保育ボランティアの充実などをしてほしい。
- ・大雨や台風などでの保育所や幼稚園、学校の急な休みのときの対策をしてほしい。

■ 子育てや教育に関わる人材育成、きめ細かな支援について

- ・教育・保育施設や学校、子育て支援施設などで子どもや子育て支援に関わる人の、障害児や発達に支援を要する子どもについての適切な理解と対応が必要。関わる人一人ひとりの意識と対応力向上に向けた教育や研修の取組が必要である。
- ・障害児や発達障害に対する理解について、市民への周知・広報の充実が必要である。
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを増やしてほしい。
- ・エンゼル応援隊の日数や利用方法などの改善や、外出時の支援など、多胎育児の支援を充実してほしい。
- ・就学後の療育支援の充実及び放課後等デイサービスの利用日時等の拡大が必要である。

■ その他、経済的支援や子育て環境について

- ・中学生までの医療費の無料化、任意の予防接種費用の負担軽減、多胎児妊婦の健診費用や多胎育児に関する費用負担への支援など、経済的負担軽減にさらに取り組んでほしい。
- ・市中心部の子育て支援施設では、専用駐車場の台数が少ない、あるいはないところもある。子連れでは車利用が多いため使いづらい状況があり、無料駐車場の確保あるいは、駐車料金の軽減をしてほしい。
- ・子どもが遊べる公園はたくさんあるが、遊びの内容が制限されていたり、遊具がないあるいは古い、トイレが不衛生など管理が行き届いていないところがある。安全に安心して利用できるように、地域や企業などとも連携して整備してほしい。
- ・子どもが中学、高校になると支援が少なく感じる。支援を要する子どもについては、進学や就職などの相談や自立に向けたサポート体制を充実してほしい。



3 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様ひとり人間としての人権を認めています。さらに、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

前文と本文 54 条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。平成元年（1989 年）の第 44 回国連総会において採択され、平成 2 年（1990 年）に発効しました。日本は平成 6 年（1994 年）に批准しました。

「子どもの権利条約」には、次の 4 つの原則があります。

○ 命を守られ成長できること

○ 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

○ 意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

○ 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」に定められている権利は、大きく次の 4 つに分けることができます。

生きる権利

すべての子どもの命が守られること

育つ権利

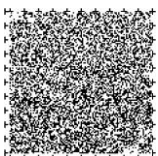
医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

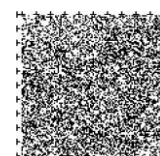
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



4 計画策定の経緯等 //////////////////////////////////////

(1) 計画策定の経緯

	期 日	内 容
平成 30 年度	平成31年2月4日	久留米市子ども・子育て会議（第1回） ・くるめ子どもの笑顔プランの平成29年度実績について ・子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施について ・特定教育・保育施設の利用定員について
	2月21日 ～3月7日	ニーズ調査（子育てに関するアンケート調査）
平成 31 年度 (令和 元年度)	令和元年6月25日	久留米市子ども・子育て会議（第1回） ・くるめ子どもの笑顔プランの平成30年度実績・プランの総括について ・久留米市子育てに関するアンケート調査結果について ・次期くるめ子どもの笑顔プラン策定方針について
	8月～10月	グループインタビューの実施
	令和元年10月4日	久留米市子ども・子育て会議（第2回） ・次期くるめ子どもの笑顔プラン策定について ・グループインタビューの実施について
	令和元年12月20日	久留米市子ども・子育て会議（第3回） ・第2期くるめ子どもの笑顔プラン素案について
	令和元年12月25日 ～令和2年1月24日	第2期くるめ子どもの笑顔プランに対する意見募集（パブリックコメント）の実施
	令和2年2月18日	久留米市子ども・子育て会議（第4回） ・パブリック・コメントの実施結果について ・第2期くるめ子どもの笑顔プラン最終案について



(2) 久留米市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日

久留米市条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、久留米市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号の事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する重要事項を調査審議する。

- 2 子育て会議は、前項に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。
- 3 子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

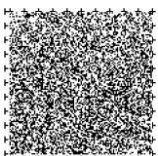
第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。



- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

(会議)

第8条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

(関係者の出席等)

第9条 会長は、委員又は部会の申し出により、必要があると認めるときは、職員その他の関係者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

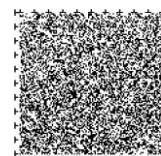
第10条 子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

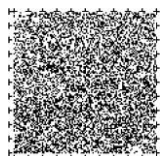
附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。



(3) 久留米市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	所属・役職等	氏名	備考
保護者	おかあさん業界新聞ちっご版編集長	池田 彩	
	子育てグループ KSC 代表	古賀 亜由美	
	子育てグループ パパラフ 代表	宮里 武行	
事業主代表	久留米商工会議所女性会 副会長	西野 恵子	
労働者代表	日本労働組合連合会福岡県連合会 北筑後地域協議会 副議長	國武 卓史	
子ども・子育て 支援事業従事者 (幼児教育施設関係)	久留米市認定こども園連絡協議会 会長	早川 成	
	久留米市私立幼稚園協会 会長	藤田 喜一郎	
子ども・子育て 支援事業従事者 (保育施設関係)	保育所型認定こども園江上保育園 副園長	関 俊英	
	一般社団法人久留米市保育協会 理事長	足立 善一郎	
子ども・子育て 支援事業従事者 (その他)	特定非営利活動法人「子育て支援ボランテ ィアくるるんるん」 副理事長	井上 祥子	
	特定非営利活動法人「ル・バトー」 理事	村井 麻木	
	久留米市学童保育所連合会 事務局長	豊福 正二	
	久留米市民生委員児童委員協議会 金丸 地区主任児童委員	松尾 初江	
	久留米男女共同参画推進ネットワーク 「えがりて久留米」 事務局長	吉岡 マサヨ	
学識経験者	久留米信愛短期大学 幼児教育学科長	椎山 克己	会 長
	久留米大学 人間健康学部 教授	中山 由里	副会長



(4) 久留米市子ども・子育て会議 答申

令和2年3月9日

久留米市長 大久保 勉様

久留米市子ども・子育て会議
会長 椎山 克己

久留米市子ども・子育て支援会議における審議について（答申）

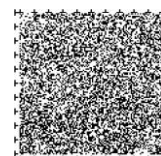
このことについて、本会議は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、先に諮問を受けた「第2期久留米市子ども・子育て支援事業計画について」に対し、同法の基本指針における目指すべき社会の実現を念頭に置き、基本的な考え方や具体的な施策等について、全4回にわたり議論を積み重ねてきました。

議論の結果、当会議において「第2期くるめ子どもの笑顔プラン案」を取りまとめましたので、下記のとおり意見を添えて答申します。

久留米市におかれましては、本答申を踏まえて、計画の目指す姿である「子どもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向けて、より一層、積極的に取り組まれますよう期待しております。

記

- 1 社会全体で子どもと子育てを支援していくため、保護者や子どもたちを取り巻く状況を把握しながら、久留米市の子育て支援を担っている豊富な社会的資源と協調・連携し、様々な事業の展開を図ること。
- 2 障害児や外国人、多胎育児の支援の充実、企業と連携した両立支援の取組、身近に相談できる場所の確保など多様なニーズに対応できるような体制づくりに努めること。
- 3 待機児童の解消、子育て支援の充実を図るための保育士、幼稚園教諭、支援者等の人材の確保・資質の向上に努めること。
- 4 計画の推進にあたっては、計画に記載されている施策について確実に実現できるよう、実効性のある取組を進めること。また、進捗状況については本会議に報告を行い、必要に応じて施策の見直し等行うこと。



第2期くるめ子どもの笑顔プラン

令和2年3月

.....

発行 久留米市 子ども未来部 子ども政策課
〒830-8520 久留米市城南町 15-3
(電話) 0942-30-9227

